

2011年3月31日

郵便事業株式会社

「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者の 救助支援を行う年賀寄附金配分団体の公募

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまへ謹んでお見舞い申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区 代表取締役社長 鍋倉眞一）は、「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者救助支援のため、平成23年度年賀寄附金配分団体の再公募を平成23年4月7日（木）から開始いたします。

平成23年度年賀寄附金配分団体については、昨年末の申請公募を経て、現在審査中ですが、本年3月11日（金）に発生した「東北地方太平洋沖地震」の発生により受けた被害が甚大かつ広域に及ぶものであり、被災者救助の緊急性等を踏まえて、同寄附金の一部を被災者救助に役立ててもらうため、再公募を実施いたします。

再公募に係る寄附金は、「風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う事業」（「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日法律第224号）に定められた10の事業分野の1つ）を行う団体のうち、特に「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者の救助を目的とする事業に配分され、被災者支援のために役立てられます。

1 配分対象団体

次の条件を具備する団体とします。

- (1) 定款又は寄附行為に基づき、「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者の救助を行う営利を目的としない法人であること。
- (2) この寄附金を、次により使用して行おうとする事業の実施計画を有する団体であること。
 - ア この寄附金を下記2の配分対象事業の実施に必要な費用であって、設備の取得・改造・拡張若しくは整備又は物資の調達に充てるものであること。
 - イ この寄附金を使用して行おうとする事業に係る費用が総額1,000万円以上であること。
 - ウ この寄附金による事業を平成23年11月30日（水）までに完了すること。

2 配分対象事業

「風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う事業」（「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日法律第224号）に定められた10の事業分野の1つ）を行う団体のうち、特に「東北地方太平洋沖地震」の発生による被災者の救助を目的とする事業を対象とします。

3 寄附金額

寄附金総額は1億円とします。

4 配分申請の受付期間

平成 23 年 4 月 7 日（木）～同年 4 月 15 日（金）まで（当日消印有効）

5 配分申請書類

本日より、日本郵政ホームページ（<http://www.japanpost.jp/pressrelease/index02.php>）
及び日本郵便ホームページ（http://www.post.japanpost.jp/whats_new/index.html）に掲載
します。

6 配分申請書類の送付先

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
郵便事業株式会社 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

（参考）

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

以 上

【添付】

資料 1 年賀寄附金配分申請要領
資料 2 年賀寄附金配分申請書